

低入札価格契約における基準価格の改正について

低入札基準価格を下回る金額で契約を締結する場合、事業の品質低下や契約不履行による損害を防止し、適正な履行を確保する観点から、下記の業種について低入札基準価格の設定率を改正いたします。

業種	予定金額	低入札基準価格	
		改正前	改正後
工事の請負	130万円を超え1,000万円未満	全入札価格の平均値の100分の66	全入札価格の平均値の100分の70
委託	建設コンサルタント	50万円を超える	全入札価格の平均値の100分の60
	役務提供	50万円を超える	全入札価格の平均値の100分の60
	製造の請負	130万円を超える	全入札価格の平均値の100分の60

※上記は、平成25年8月1日以降に入札公告、又は指名通知を行うものについて適用します。